

大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について

1. 経営管理・経営戦略

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(1)「大津市水道ビジョン・重点実行計画」(平成24年度から平成27年度)について</p> <p>①「主要施策の成果・進捗状況」の記載の不備等</p> <p>【結果】報告書78頁</p> <p>「大津市水道ビジョン・重点実行計画」では、目標の達成状況を定期的に検証・評価し、計画の進捗状況や見直しの状況などを公表するとしている。</p> <p>目標の達成状況等に関する公表資料を確認したところ、計画された取り組み項目に対する主な実績の記載内容について、以下の記載不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の変更等が行われていたが、その旨の記載がない ・ 実績の記載が不十分 <p>前提となる計画が変更されている場合には、目標の達成状況を適切に評価し得る情報を分かりやすく公表する必要がある。また、所管部署が実績情報を漏れなく収集できる体制を構築し、目標に対する達成状況について適切な評価を行う必要がある。</p>	<p>平成28年度に公表しました「大津市水道ビジョン・重点実行計画の進捗状況」については、御指摘のとおり計画の変更や実績の記載が不十分な箇所がありました。</p> <p>そのため、平成28年度に策定した「湖都大津・新水道ビジョン」では、年度ごとの成果・進捗状況の公表に際して、目標の達成状況を適切に評価することが可能となるよう、施策目標に対する実績の評価を行い、目標値に変更が生じた場合は変更内容も含めて記載するなど、整理方法や公表様式の見直しを行いました。</p> <p>また、記載内容に不備等がないよう各担当課においてチェックシートによる確認を実施し、進捗状況が目標を下回る場合は、その理由や対策を同シートに記載することで進捗管理を強化しました。</p>	経営戦略課
<p>(2)「湖都大津・新水道ビジョン」(平成28年度から平成40年度)について</p> <p>①「投資・財政計画」の記載の不備</p> <p>【結果】報告書82頁</p> <p>「湖都大津・新水道ビジョン」の資料編「7中長期経営計画(経営戦略)投資・財政計画」に記載されている料金改定前の収益的収支において、平成29年度からは継続して当年度純損失を計上する計画となっているが、純損失が累積し、累積欠損金を生じる経営状態は想定していないことから、計画期間のいずれの年度で欠損金が生じ、累積欠損金が発生したとしても、その</p>	<p>累積欠損金が発生した場合、その金額が表示されるようエクセルワークシートを改修した結果、あらゆる経営状況を想定した計算表となり、欠損金の管理が可能となりました。</p> <p>「湖都大津・新水道ビジョン」については、平成28年度に改訂し、今回指摘の箇所について正しく記載しました。また、平成29年7月からホームページ上で同ビジョン資料編(改訂版)を公表しています。</p>	経営経理課 経営戦略課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>金額は表示されない算定表となっている。</p> <p>経営戦略の中核をなす投資・財政計画においては、あらゆる経営状況を考慮する必要があり、累積欠損金が生じた場合には投資・財政計画としてその金額を明示する必要がある。</p>		
<p>(3)「第Ⅲ期大津市(ガス事業)中期経営計画」の進捗状況について</p> <p>①公表数値の誤り</p> <p>【結果】報告書 83 頁</p> <p>「第Ⅲ期大津市(ガス事業)中期経営計画」において、毎年、事業進捗状況を公表することとしているが、設備投資計画の進捗状況に関する公表数値に誤りがあった。</p> <p>外部公表数値について、集計等の一次作業後に、改めて作業者以外の者ないし上位者が数値の適正性をチェックする体制を整備し、確実に運用する必要がある。</p> <p>また、PDCA サイクルの役割分担や責任関係を明確にし、PDCA サイクルを確実に回すための具体的な方法、実施手続を明文化して、毎年のスケジュールの中で確実に運用される体制を整備する必要がある。</p>	<p>平成 28 年度の外部公表数値については、記載内容に不備等がないよう各担当課において数値の適正性等についてチェックシートによる確認を実施し、進捗状況が目標を下回る場合は、その理由や対策を同シートに記載することで PDCA サイクルを確実に実行し、進捗管理を強化しました。</p>	経営戦略課
<p>(3)「第Ⅲ期大津市(ガス事業)中期経営計画」の進捗状況について</p> <p>②主要施策の評価</p> <p>【結果】報告書 84 頁</p> <p>計画した主要施策について、毎年項目ごとにその成果及び進捗状況を事後評価して公表することとしており、PDCA サイクルの活用が謳われている。</p> <p>達成度合いが低い項目について PDCA サイクルの活用状況を検証したところ、目標等について適時に見直しを図られるべきものがあった。</p> <p>PDCA サイクルの適切な運用に向けて、中期経営計画期間内であっても、適時に見直しを図られる必要がある。</p>	<p>水道事業の進捗管理において、取組項目について外部要因等により目標指標の達成が難しい項目があった場合においても、必要に応じて適時の見直しを行うよう、平成 28 年度の進捗管理において公表様式等の見直しを行いました。ガス事業の進捗管理についても、PDCA サイクルの適切な運用に向けて、平成 29 年度の進捗管理より、同様式に基づき実施します。</p>	経営戦略課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(4)原価計算について</p> <p>①「勘定外ガス」の原因分析</p> <p>【結果】報告書 92 頁</p> <p>過去の実績を見ると、ガスの購入量と販売量の差（以下、「勘定外ガス」という。）による利益が各年度 3 億円から 5 億円程度含まれているが、勘定外ガスが生じる確かな原因は判明していない。</p> <p>勘定外ガスの発生状況次第では、長期収支見通しで想定する純利益を計上できない可能性がある。また、平成 28 年 11 月に、ガス事業はコンセッション方式による官民連携出資会社の設立を目指すことを公表しているが、当該リスク評価が十分に検討できていないと、運営権者選定時のガス事業の価値が低く算定され、結果として市民の利益を損なう可能性もある。</p> <p>このため、企業局は早急に勘定外ガスに対するリスク評価を行い、長期事業運営上、どのように対処するのか検討を始める必要がある。</p>	<p>勘定外ガスは、これまでから継続的に発生していますが、科学的な原因究明が困難であり、不確定な事象であると考えています。このため、勘定外ガスによる利益は無いものとして、各種計画の作成や事業運営を行っているところで</p> <p>す。</p> <p>また、平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化への対策として進める、官民出資の新会社を設立し、コンセッション方式によりガス小売をはじめとする事業（天津市ガス特定運営事業等）の実施に向けては、リスク評価なども含め適切に事業価値が算定されるよう、募集要項等公表後の開示資料において、勘定外ガスの発生状況が分かる資料等を情報提供する方針です。</p>	<p>経営戦略課</p>

2. 契約事務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(2) 当初契約とその後の契約との関連について</p> <p>【意見】 116 頁</p> <p>平成 27 年度における 1 者特命随意契約 40 件のうち、その委託業務における随意契約理由として相手方が開発・製造業者であることを挙げているものが 19 件、その中でも委託業務の内容が運用・管理・保守業務であるものが 12 件あった。</p> <p>施設・システムなど当初の導入後に運用・管理・保守などの業務が必要となってくる案件については、導入時こそ入札により公平かつ安価に調達できるかもしれないが、導入後運用・管理・保守業務を委託する必要があるのであれば、ランニングコストについては 1 者特命随意契約とならざるを得ないことになる。</p> <p>発注後に運用・管理・保守業務を委託する必要があるような案件であれば、当初の入札時にその後数年間のランニングコストも含めたトータルコストでの入札となるような契約を検討すべきである。</p>	<p>施設の改築等については、以前から大規模な施設更新改良工事発注の際に「総合評価一般競争入札方式」を採用し、トータルコストの縮減を図っています。</p> <p>また、システム関係における規模の大きな業務については、価格のみによる競争入札ではなく、技術力や企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するプロポーザル方式にて発注を行い、ランニングコストも含めたトータルコストの比較を評価項目の一つとして事業者の選定を行っています。</p>	<p>契約管財課</p>
<p>(3) 随意契約理由の不足について</p> <p>【意見】 117 頁</p> <p>平成 27 年度の委託業務の中で、庁舎内の敷設された LAN ケーブルが乱雑になっているため、整理された状態に再敷設した上で、市の情報系ネットワークに再接続するという業務を随意契約としているものがあった。</p> <p>契約業者が市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画しており、通信機器の設置状況や LAN ケーブルの敷設状況を詳細に把握している唯一の業者であるとして随意契約としたとのことだが、LAN ケーブルの再敷設業務が他の業者が介入できない程、高度に専門的なものとは考え難い。</p> <p>保守的に随意契約を締結することなく、適正な競争を確保できるように努</p>	<p>当該業務については、ネットワークの再敷設のみでなく、ネットワーク環境調査や構成設計、ネットワーク機器の設定等も含んでいました。また、ネットワーク再敷設後、市の情報系ネットワークに接続することから、接続時に不具合が発生した場合、庁内ネットワーク全域が不通になるなど、甚大な影響を与える可能性があることから、市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画しており、通信機器の設置状況や LAN ケーブルの敷設状況を詳細に把握している業者であるとして随意契約したところであります。</p> <p>しかしながら、ネットワーク再敷設業務については、御指摘のと</p>	<p>企業総務課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
めるべきである。	おり高度に専門的ではないことから、今後、当該業務を実施する際は、随意契約を締結することなく、適正な競争を確保できるように努めます。	
<p>(5)一般競争入札の応札者増加に向けた具体的取組みについて</p> <p>【意見】 122 頁</p> <p>平成 27 年度の工事契約及び工事以外の委託契約に関する一般競争入札において、各契約総額に占める 1 者入札の割合が、工事契約では 86%、工事以外の委託契約では 49%となっていた。</p> <p>また、一般競争入札における 1 者応札案件の平均落札率は、工事契約では 94%、工事以外の委託契約では 96%となっていた。</p> <p>対象業者数の見込める業務については応札数を増やすために発注の範囲を細分化し、業務内容を分割するなど応札数を増やす取り組みを積極的に行い、1 者応札が多いこの現状をそのまま放置せず、具体策を講ずるべきである。</p>	<p>工事における一般競争入札では、一定期間に工事発注が集中しないように、「債務負担行為」を活用した発注時期の平準化を行い、入札に参加しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>また、工事以外の委託業務における一般競争入札では、元々業務を履行できる対象業者数が少ない状況にありますが、業務内容や入札参加要件の見直しを図るなど、応札業者数を増やすための方策を講じています。</p>	契約管財課

3. 徴収事務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(1) 徴収手続の記録について ① 滞納メッセージの記録内容 【意見】 139 頁</p> <p>企業局では、督促・催告業務による交渉内容を料金システムの滞納メッセージに記載し、交渉経緯を管理しているが、記載内容に係るルールが設けられておらず、どこまでの交渉内容を記載するかは各担当者の裁量に委ねられている。</p> <p>交渉経緯は個々の債権により異なるため、交渉内容の記載を画一的に規定することは望ましくないが、最低限の記載ルールを設け、記載した担当者以外の者が当該記載内容を見ても交渉過程や内容が分かるようにすることが必要である。</p>	<p>滞納メッセージ欄の入力可能な文字数に制限があったため、短縮した言葉や箇条書きなどで入力を行っていましたが、新料金システム稼動後（平成 29 年 1 月稼動）において、入力可能文字数を 100 文字から 400 文字に増やし、文章で表記するように改めました。また、対応内容を重要度に応じて 5 段階に分けて分類する機能や、案件名で管理する機能を活用し、経過や内容が分かるように対応を改めています。</p> <p>また、平成 29 年度に改訂した「債権管理マニュアル」に交渉内容の記載ルールを掲載し、運用を始めています。</p>	<p>料金収納課</p>
<p>(1) 徴収手続の記録について ② 特別な対応を行った場合のノウハウ共有 【意見】 140 頁</p> <p>督促・催告業務による交渉内容については、料金システムの滞納メッセージに記載し、経緯を管理しているが、適切に債権回収を行うことができた事例等に関するノウハウが共有されていないと考えられる。</p> <p>債権管理を適切に行うことができた事例については、滞納メッセージとは別にその方法を文書等で残すことによりノウハウを共有し、今後の適切な債権管理に活用していくべきである。</p>	<p>特別な対応を行った場合には、懸案事項、特殊対応事項を個別に管理していますが、ノウハウを共有できるよう、平成 29 年度に改訂した「債権管理マニュアル」に対応事例を掲載しました。</p>	<p>料金収納課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(5) 認定に係る手続について 【意見】 142 頁 使用者が水道水以外の水を使用した場合は、汚水排出量の認定により、使用者からの報告に基づき企業局が下水道使用料を請求することとなっているものの、平成 25 年には、工場内に新たに設置した井戸に係る排水量を企業局に報告していなかったといった事例が発覚しているところである。</p> <p>汚水排出量の認定を行っている使用者については、仮に使用者が虚偽の報告を行った場合や新たな排出量の報告がなされていない場合には、請求漏れといった事態になってしまう。</p> <p>請求漏れなどの事態を防ぐためにも、例えば使用者からの使用量報告の際に計測装置の数値の写真を添付してもらうことや、定期的な現地調査の規程を策定し運用するといった対応をすることが必要である。</p>	<p>平成 30 年 3 月に、汚水認定量の報告誤りや、下水道使用料の請求漏れ等を防止するため、大津市汚水排出量の認定に伴う私設計測装置設置に関する確認要領を策定しました。</p> <p>平成 30 年度には汚水排出量の加算、減量等の認定を行っている施設について現地を確認していく予定です。</p>	<p>料金収納課</p>
<p>(7) 貸倒引当金の計上について ①他の債権より明らかに貸倒リスクの高い債権に対する貸倒引当金の設定 【意見】 145 頁 貸倒実績率により一律に貸倒引当金を計上する債権の中に、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなったことを把握できる破産債権等が含まれていた。</p> <p>このような債権については、個別に回収可能性を検討した上で、引当金を設定すべきである。</p>	<p>貸倒リスクが高くなったことを把握できる破産債権等について、貸倒引当金を適正に設定できるよう、貸倒引当金算定要領を平成 29 年度に改定しました。</p>	<p>料金収納課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(7)貸倒引当金の計上について</p> <p>②貸倒引当金の設定対象の網羅性</p> <p>【結果】146頁</p> <p>5事業年度以前に発生した未収金が貸倒引当金の設定対象に含まれておらず、当該未収金に対して貸倒引当金が設定されていない。</p> <p>貸倒引当金が設定されていない、平成7年度から平成22年度に発生した未収金額は、水道事業7百万円、ガス事業5百万円、下水道事業16百万円の合計29百万円である。</p> <p>5事業年度以前に発生した債権についても貸倒引当金の設定対象とするよう貸倒引当金算定要領を改定した上で、当該改定した貸倒引当金算定要領に従って貸倒引当金の算定を行う必要がある。</p>	<p>貸倒引当金を適正に設定できるよう貸倒引当金算定要領を平成29年度に改定し、平成29年度末の決算調整において、同要領に基づき算定を行い設定しました。</p>	<p>料金収納課</p>

4. 会計

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(1)貯蔵品管理の不備について</p> <p>【結果】157頁</p> <p>貯蔵品の実地たな卸状況について確認したところ、貯蔵品の実際の数量と帳簿上の数量に差異が生じているにもかかわらず、差異がないものとして公営企業管理者に報告されており、その結果、貸借対照表に計上されている貯蔵品の数量と実際の数量が異なっていた。</p> <p>当該事案に関し、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務事務処理の誤り ・ 資産計上の誤り ・ 規程内容の認識不足 ・ 適切な実地たな卸を行うための体制整備の不備 <p>貯蔵品の管理を適正に行う体制を早急に整備し、その運用を徹底する必要がある。</p>	<p>貯蔵品管理を適正に行うため、棚卸実施要領に基づき平成29年9月末に中間たな卸、平成30年3月末に期末たな卸を実施するとともに適正な会計処理を行いました。加えて、不用となったメーターについて随時廃棄処分し、メーター保管場所の整理整頓に努めました。平成29年4月から、貯蔵品管理システムへの入力処理について、新たに〔仮〕出入庫伝票の様式を作成し、適時にかつ正確な入力処理を行いました。</p> <p>また、たな卸資産に関し事務の透明性、客観性及び適切な執行を図るため、平成29年12月に大津市企業局たな卸資産管理要領を策定しました。</p> <p>平成30年度においては、メーター保管倉庫の出入庫処理に関して、委託先の責任者と常時現物を確認し合い、中間と期末のたな卸に加えて、毎月、倉庫での帳簿残高の確認を行います。</p>	<p>料金収納課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	企業局担当課
<p>(5)消費税額計算における有利選択について</p> <p>【結果】168頁</p> <p>企業局では、過去の税務署からの指摘に基づき、一般会計からの出資金の一部を特定収入として処理していた。これは他会計繰出金については特定収入であるとの文献に基づくものであり、基準外繰出金については補助的要素があると判断したものである。しかし、出資金として受け入れたものはすべて特定収入としない取扱いが一般的であることから、当該取扱いについて企業局へ税務署に再確認するよう要請した。</p> <p>結果、税務署からは、繰出基準の有無によらず、一般と局との間で出資金としてやり取りされた事実（市内部でどのように扱うか）を尊重し、税務署がそこに関与するものではないという見解が示された。これによると、出資金として受け入れたものは特定収入としない処理を選択することが可能であることから、過年度分の税務申告の中に、より有利な選択に見直す余地があった。</p> <p>消費税の申告について、前例に従い処理するだけでなく、毎年適用される消費税制度や税務署の見解を確認するなどして、有利選択の観点をもって運用する必要がある。</p>	<p>税務署の見解を確認した結果、出資金として受け入れたものは特定収入としない旨の見解が示されたことから、平成29年6月に更正の請求を行い、平成29年8月に水道・下水道事業あわせて7,132万円の還付を受けました。</p>	<p>経営経理課</p>

5. 固定資産管理

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	企業局担当課
<p>(1) 固定資産台帳と現物の整合性確認の不備について</p> <p>【結果】 175 頁</p> <p>1年に1回行われる固定資産の現物確認作業は、企業会計システムから出力した固定資産台帳と現物を突合することで行われるが、固定資産に貼付されたシールは契約管財課が発行した物品コード（15桁）であり、固定資産台帳上の固定資産番号（11桁）とは異なることから、シールの番号によることができず、固定資産の名称や取得時期などで固定資産を判別し、現物の確認を行っている。</p> <p>固定資産の管理状況について確認したところ、担当課の技術系職員の説明がないと固定資産の現物確認を行うことができないものがあることや、確認記録簿の様式や記載が統一されていない状況があった。</p> <p>固定資産台帳の固定資産番号と固定資産に貼付するシールの番号の整合を図った上で、シールの貼付を徹底するとともに、確認記録簿の様式を統一して、固定資産台帳と現物の整合性確認手続の実効性を高める必要がある。</p>	<p>固定資産台帳と現物との実査に当たり、シールの発行や写真データの搭載など適切な管理が可能となる機能を新会計システムに導入する予定です（平成31年稼働予定）。あわせて、固定資産の実査を意識した管理データとなるよう運用マニュアルを整備します。</p>	<p>経営経理課</p>
<p>(2) 固定資産台帳データの共有について</p> <p>【意見】 177 頁</p> <p>現在企業局では購入により取得した固定資産を管理する番号として、契約管財課が所管する15桁の物品コードと経営経理課が所管する11桁の固定資産番号の2種類があり、現物の確認作業において、それぞれの番号が活かされていない状況であり、取得、売却等における各台帳の更洗手続も二度手間となっている。</p> <p>事務の効率性や作業ミス防止の観点から、固定資産台帳データの共有あるいは管理システムの一元化を早急に検討すべきである。</p>	<p>新会計システムの稼働（平成31年稼働予定）にあわせ、備品・固定資産のすみわけを明確にし、現在、課題となっている二重管理を解消します。</p> <p>また、固定資産台帳に登録しているが備品に該当するものについては、備品台帳に出力できるシステムとなっています。</p>	<p>経営経理課</p>

6. 情報システム

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	企業局担当課
<p>(1) 情報資産の台帳管理の不備について</p> <p>【結果】 185 頁</p> <p>「大津市企業局情報セキュリティ対策基準」（以下、「対策基準」という）において、企業局における情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、4つの重要性分類に従って分類することとされている。</p> <p>更に、対策基準においては、分類区分に応じた具体的な管理方法が定められている。</p> <p>その前提として、企業局において、どのような情報資産が存在するのかを網羅的に把握することが必要であるが、USB メモリーに関する台帳が作成されているのみであり、情報資産を網羅的に把握した台帳等は作成されていない。</p> <p>重要性分類、及び分類に応じた適切な管理を行うため、情報資産の台帳を作成するなど網羅的に情報資産を把握する必要がある。</p>	<p>企業局が独自に保有する情報資産を適正に管理するため、平成 29 年度においては、電磁的記録媒体に係る情報資産管理台帳を整備するとともに、企業局セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ監査を実施しました。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>(2) 情報セキュリティに関する監査及び自主点検の未実施について</p> <p>【結果】 185 頁</p> <p>対策基準において、監査及び自主点検を実施すべきとなっているが、対策基準を制定して以降、一度も実施されていない。</p> <p>そのため、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認が適時に実施されず、情報セキュリティ対策が徹底されない状態や、情報セキュリティ対策が業務運用にそぐわない状態が継続する可能性がある。</p> <p>情報セキュリティに関する監査及び自主点検について、実施時期を定めた上で、計画的に実施する必要がある。</p>	<p>情報セキュリティに関する監査については、各課が保有する電磁的記録媒体を対象に管理台帳及び目録の運用管理状況、媒体の保管方法並びに利用状況を監査しました。</p> <p>また自主点検については、職員等の情報セキュリティに関する意識向上や知識習得に有効なことから、適宜、実施していきます。</p>	<p>企業総務課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	企業局担当課
<p>(5) 情報システムの調達について</p> <p>① 情報システムの調達に関する規程の整備</p> <p>【意見】 187 頁</p> <p>情報システムの調達に関して、「電算化・OA 機器導入に伴う事務フロー図」（以下「フロー図」という）が作成されている。フロー図では、事務の流れについては明確になっているものの、標準的に具備すべきシステム要件や、保管すべき文書等、具体的な手順までは記載されていない。</p> <p>手続が属人的になることを避け、標準的に具備すべきシステム要件等が仕様に確実に盛り込まれることを担保するため、情報システムの調達に関する規程を作成すべきである。</p>	<p>情報システムの調達に関する規程については、現在、市長部局情報システム課で作成中の「情報システム調達ガイドライン」を参考に整合性を図り、作成していきます。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>(5) 情報システムの調達について</p> <p>② 情報システムの調達における効果測定</p> <p>【意見】 188 頁</p> <p>情報システムの調達においては多額のコストがかかることが想定されることから、システム調達後、当初期待した調達コストに見合う効果が上がっているかどうかを検証すべきである。</p> <p>その結果、期待した効果が上がっていない場合には、その原因を分析し、次期システムの調達に役立てることが有用である。</p> <p>なお、検証方法については、利用者に対してアンケートを取るなどの方法が考えられる。</p>	<p>システム稼働後、一定期間ごとに、利用者（職員・駐在社員等）に対しアンケートを実施し、情報システムの調達における効果測定を実施します。</p>	<p>企業総務課</p>
<p>(7) 情報システム関連費用の市との一括調達について</p> <p>【意見】 189 頁</p> <p>一般的に、調達に係る契約を締結する場合、調達数量が多くなるほどスケールメリットが生じるため調達価格が低減すると考えられる。</p> <p>しかし、OA 機器（一人一台端末、プリンタ、サーバや通信機器等）につ</p>	<p>市長部局との協議の結果、コピー機について、平成 29 年 8 月に一括調達しました。その他の OA 機器の一括調達についても、今後、市長部局と協議を進めます。また、電算室等の共同利用による経費削減については、その効果を測定し、市長部局と協議を進めていきます。</p>	<p>企業総務課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	企業局担当課
<p>いては、市長部局との一括調達の実施されていなかった。</p> <p>一括調達を実施することにより経費削減が見込める可能性があるため、経費削減効果を試算し、OA 機器の一括調達について市長部局と協議を進めるべきである。また、サーバールームについても、市長部局と統合することで、空調に係る経費（電気代・保守）並びに入退室管理システムに係る経費（保守）の削減効果が見込めることから、市長部局と協議を進めるべきである。</p>		